

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	全般	下降側の基準津波に関連する記載を追而とした。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-60	入力津波設定の影響要因として、「地形変化を考慮した津波遡上解析の結果、定量的に津波水位等の最大値が認められた地形変化」を抽出する方針とした。結果的に、評価項目ごとに影響要因として抽出される地形変化は1つずつであり、組合せを考慮する必要がなくなったため、資料より「組合せを考慮する」との記載を削除した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-484, 485	入力津波設定の影響要因として、「地形変化を考慮した津波遡上解析の結果、定量的に津波水位等の最大値が認められた地形変化」を抽出する方針としたことから、最大値に着目した記載を拡充した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-486～492	DB6条のまとめ資料より「地滑り地形②に係る調査結果」に係る記載を引用して追記した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-116, 117	地滑り地形②及び③の説明について追而枠を追記した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-160, 161	沈下想定範囲内外（港湾内外）境界部の断面図を追加した。 また、沈下想定が保守的である説明として、「当該標高差が生じることで、津波が港湾内に流入する際の流速が大きくなる可能性があることから、最大流速に係る入力津波を保守的に設定する観点で、港湾内一様に2.0mの沈下を想定した」との記載を追加した。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-374, 375	防波堤断面図及び護岸断面図に対し、陸域沈下5m時におけるモデル化の条件を図示した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-149	陸域の地盤変状による沈下量を反映した地形モデルの平面図に併せて、断面図を追加した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-459	以下のとおり記載を適正化した。 （旧）基準津波候補以外 （新）基準津波の波源と紐づかない地形モデル	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-II-1-51	別添1.5「水位変動・地殻変動の考慮」において、数値シミュレーション上の初期潮位に係る記載に続けて以下を追記した。 （追記内容） 津波の遡上解析にあたっては、地震直後の水位としてT.P.0.21mを与えたうえで数値シミュレーションを実施し、得られた水位時刻歴波形の最大値又は最小値と初期潮位との差分を求めることで、水位変動量(上昇側)又は水位変動量(下降側)を算出する。入力津波の設定に当たっては、津波の遡上解析により得られた水位変動量(上昇側)又は水位変動量(下降側)に対し、上記の朔望平均潮位をあらためて考慮する（詳細は、添付資料2「数値シミュレーションに用いる数値計算モデルについて」図4参照）。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	全般	地殻変動量の値を、すべて追而とした。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-II-1-86	津波荷重の評価にあたり、「水位・流速に加え、時刻歴波形を考慮する」ことを追記した。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付5-11	津波水位下降時における貯水プール内の水位の挙動について、以下のとおり追記した。 （追記内容） T.P.10.3mに到達するまでは、スクリーン室（池5）及び貯水プール（池9）の水位が同時に下降し、その後、スクリーン室（池5）のみの水位がT.P10.3m以深まで下降し、貯水プール（池9）の水位はT.P.10.3mのまま下降しない設定としている。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-130, 132	「図2.1.c.b-2 埋戻土の相対密度調査位置図及び調査結果」にて、相対密度のグラフ縦軸を、以下のとおり修正した。 （旧）-250%～200% （新）0%～200%	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-20	「表1.1.a.c-2 遡上計算に必要な格子サイズ」に、以下の注釈を追記した。 （追記内容） ※土木学会（2016）に示す斜面勾配・周期・計算格子サイズの関係式に基づき、斜面勾配と周期と遡上計算に必要な格子サイズを一覧で再構成したもの。 1993年北海道南西沖地震津波の検潮所の記録による「最短周期の8分（表1.1.a.c-1参照）」及び泊発電所背後の「斜面勾配1/5（図1.1.a.c-10参照）」を当てはめると、泊発電所周辺陸域のモデル化に「必要な計算格子サイズは316.4m」となる。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-462	陸上地滑り（川白）に対し、以下の注釈を追記した。 （追記内容） ※地震以外の要因に伴う津波のうち、泊発電所に対する影響が最も大きい津波の波源	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.29）	5条-別添1-添付3-129	誤記修正 （旧）埋戻土 （新）砂層	